

大館市適正入札・契約推進委員会

平成27年度 第2回定例会議事録（概要）

■日 時：平成27年12月16日（水）午前10時00分～11時15分

■場 所：大館市役所3階（第1委員会室）

■出席委員：佐藤 英夫（委員長／税理士）

伊藤 治兵衛（弁護士）

佐藤 昭男（学識経験者）

斉藤 留美子（関係業界代表／建築士）

名村 伸一（内部委員／大館市副市長）

北林 武彦（内部委員／大館市総務部長）

1. はじめに（略）

2. 開会（略）

3. 公開の可否について

委員長： 定例会議につきましては、要綱第5条第6項に「原則的に公開とする」とありますが、本日の定例会について公開とするか否か、委員の皆様のご意見を伺います。

（公開することについて、反対意見なし）

委員長： 特段の異議がないようですので、本日の定例会を「公開」と決定します。なお、委員各位の自由な討論を保障するために必要な場合は、傍聴者にご遠慮願うこともありますので、あらかじめお断りいたします。

また、定例会の内容については、インターネットを通じて、概要の公表も行いますのでご承知置き願います。

4. 審査

委員長： それではこれから審議に入ります。初めに、要綱第2条第1号に規定する「市の発注に係る入札・契約の運用状況」について事務局より報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の「資料1・業種別入札方式別発注総括表」をもとに、平成27年度上半期の状況について説明いたします。

まず、業種別としては4つに分類しまして、修繕工事を含む「建設工事」、建設工事に必要な調査や測量・設計業務の「建設コンサルタント業務等」、備品や消耗品等の購入の「物品調達」、そして建設コンサルタント等を除く委託契約全般の「役務提供」としております。

次に、この4分類を更に入札方式別として

- ◎ 公募型指名競争入札
- ◎ 通常指名競争入札
- ◎ 随意契約

に分けており、随意契約の欄には250万円を超える契約を掲載しております。これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」施行令第7条の規定により、公表の対象が予定価格250万円を超えるものとなっていることから、本委員会でご審議いただく案件としても、これにならって250万円を超える随意契約としております。また、単価契約につきましては「単価契約」と記入して掲載しております。

なお、【資料1】の裏の頁の欄外に落札率について注釈を入れておりますが、普通契約の落札率は契約金額の合計を予定価格の合計で除した全体落札率とし、単価契約の落札率は落札率の合計を入札件数で除した平均落札率としております。

それでは【資料1】の総括表に基づき、平成27年度上半期の特徴を説明いたします。

- 「建設工事」 公募型指名競争入札は、前年同期と比較し件数で53件減少して138件、契約金額は、約10億1,700万円減少し26億9,800万円でした。

建設工事のトータルは、件数で70件減少し153件、契約金額で約11億100万円減少し27億9,200万円でした。

件数及び契約金額の減少の要因は、災害復旧工事が大きく減少したこと、また本年度は骨格予算であったため補正後の発注となったことから、上半期の発注件数・金額とも減少したものと考えられます。

建設工事の落札率は、前年同期との比較で0.3ポイント減少し98.1%に、また、土木工事では、企業の技術評価と入札金額による価格評価を組みあせた「総合評価落札方式」による入札を3件実施し、落札率は99.1%となっております。同じく土木工事で3件の「予定価格の事後公表」を試行しております。

- 「建設コンサルタント業務等」 トータルでは、前年同期と比較で、件数で2件減少して31件、契約金額で約3,000万円増加し2億2,300百万円でした。落札率は前年同期と比較し2.7%増加し93.1%となっております。

- 「物品調達」 トータルは、前年同期と比較し件数で11件増加し92件、普通契約の契約金額で約1億1,000万円増加し2億3,700万円でした。契約金額の増加の要因は、教育用コンピューターリース機器・除雪ドーザ・消防ポンプ自動車の導入があったことによるものです。

トータルの落札率は、普通契約で 1.6 ポイント下がり 93.7%、単価契約で 5.2 ポイント下がり 79.8%となっております。

- 「役務提供」 トータルの件数で 44 件増加して 231 件、普通契約の契約金額では約 2 億 9,400 万円減少し 16 億 6,100 万円でした。

前年度において、総合病院・扇田病院における高額な長期継続契約案件があったものの、今年度はなかったことが要因とみられます。

トータルの落札率は、普通契約で 1.8 ポイント下がり 95.3%、単価契約でも 2.0 ポイント下がり 95.7%となっております。

- 27 年度上半期における件数で前年同期と比較し 17 件の減少で 507 件、単価契約を除く契約金額の総合計は約 49 億 1,300 万円で、約 12 億 5,500 万円の減少でした。また、**総トータルの落札率**については普通契約では 96.7%で、前年同期と比較して 0.9 ポイント減少、単価契約では 88.4%で、昨年同期と比較して 4.3 ポイント減少しております。

27 年度上半期の入札・契約の運用状況についての説明は以上です。

なお、この総括表に記載されているもの全ての詳細な状況につきましては、お手元の資料 2「業種別入札方式別発注一覧表」に記載しておりますのでご参照願います。

委員長： ただいま説明がありました「市の発注に係る入札・契約の運用状況の報告」について、何かご質問、ご意見はございませんか。

委員 A：今年度にはなく前年度にあった市立病院関係の高額な契約にはどのようなものがあるのでしょうか。

事務局：詳細な資料は今手元にはないので、明確ではないのですが、市立総合病院の医療機器、コンピュータ等であったと思います。病院関係は専門性、特異性が求められることにより機器等のリース、物品購入等において随意契約になる場合が多く、大量であり高額になるということが多々あります。

委員 D：資料 2 の 46 から 47 ページを参照すればわかりやすいようです。

事務局：コンピュータ関連等は、どうしても高額で随契が多くなる傾向があります。

委員長：ほかにありませんでしょうか。

それでは、次の審議事項に移ります。本委員会要綱第 2 条第 2 号の規定により、「市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのものに関し、参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等について」の審議を行います。

要綱第 6 条の規定により、この抽出は「抽出委員」にあらかじめ委任することができる

とされておりますが、本日は任期満了による新委員就任承認後初めての委員会であり、先ほど抽出委員が選任されたばかりであります。これらのことから、今回の委員会につきましては、事務局が抽出した案件を委員会として抽出したものとしてご了承いただきたいと思います。

(異議なし)

事務局： それでは、審議に入る前に抽出結果について報告しますので、ご確認をお願いいたします。

(1) 公募型指名競争入札

① 建設工事 【田代地区統合簡易水道工事その2】

上半期に実施した138件の中から、予定価格の最も高い事案を抽出しました。

② 測量及び建設コンサルタント等業務 【工業用水道拡張事業 実施設計書及び申請書等作成業務】

上半期に実施した22件の中から、予定価格の最も高い事案を抽出しました。

③ 物品調達 【除雪ドーザ】

市長事務部局の案件のうち、「車両類」の予定価格の最も高い事案を抽出しました。

④ 役務提供 【上下水道メーター検針業務】

市長事務部局の賃貸借以外の案件の中で、最も予定価格の高い事案を抽出しました。

(2) 随意契約

① 建設工事 【桂城公園園路改築工事】

予定価格 250 万円以上で、市長部局の「建設工事」の、入札参加申込みが1者のため入札取止めとなったが、再公募する時間的余裕がなく担当課で随意契約とした事案を抽出しました。

報告は以上です。

委員長： それでは、抽出の結果について皆様の確認をお願いいたします。

(異議なし)

委員長： それでは、引き続き、事務局から抽出事案について一括して説明を受けます。

事務局： それでは、【資料3】により説明いたします。

- 公募型指名競争入札で発注した「田代地区統合簡易水道工事その2」です。

入札参加資格は、市の登録名簿（建設工事）の「水道施設工事A級」に登録されていること、「市内に本社・本店等」を有していること、本工事に必要な監理技術者として「1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任配置」できること等であり、資格を満たす7者の応募があり入札を実施し、落札率は98.2%でした。
- 建設関係コンサルタント業務「工業用水道拡張事業 実施設計書及び申請書等作成業務」です。

入札参加資格は、市の測量及び建設コンサルタント業務等登録名簿の「土木関係建設コンサルタント業務・上水道及び工業用水道」に登録されていること、「県内に本社・本店等又は支店・営業所等」を有していること、「1級建築士事務所」の登録を受けていること、本業務に必要な「管理技術者及び照査技術者」を配置できること等であり、資格を満たす3者が応募し入札を実施し、落札率は95.9%でした。
- 物品調達「除雪ドーザ」です。

入札参加資格は、市の物品納入業者の「車両類」を取り扱い品目として登録している者、「市内に本社・本店等又は支店・営業所等」を有していること等であり、2者が応募し入札実施し、落札率は69.5%でした。
- 役務提供「上下水道メーター検針業務」です。

入札参加資格は、市の役務提供業者として登録しているもの、「市内に本社・支店等」を有していること、本業務に必要な「業務管理責任者」を配置できること等であり、3者が応募し入札が実施し、落札率は73.4%でした。
- 随意契約「桂城公園園路改築工事」です。

当初「舗装A級」格付業者を対象として「公募型指名競争入札」を予定していましたが、公募期間内に、入札参加申込者が1者で、入札取止めとなったものです。再公募しても入札参加申込みが見込めないこと、また、降雪前まで工事を完了する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の「競争入札に付し入札者がいないとき」の規定により、入札参加申込み者から見積りを徴取して随意契約としたものであります。

抽出案件に関する説明は以上です。

委員長： 皆様のご意見を頂戴したいと思います。事前に資料も配布になっておりますし、審議経過の公表ということもありますので、活発なご意見をお願いいたします。

委員A： 役務提供「上下水道メーター検針業務」の業務内容が、上下水道メーターの検針、検針結果データの収集端末への入力、検針票の配布等とありますが、基本的に人件費が委託料

の主な部分を占めているのでしょうか。

事務局： 請求明細用紙とそれを打ち出す器具は貸与しており、毎月各家庭に検針に回り、明細を打ち出ししたりする人の人件費が、主な部分を占めていると思われます。

委員A： はい、分かりました。

委員長： 建設関係コンサルタント業務「工業用水道拡張事業 実施設計書及び申請書等作成業務」の入札参加資格が、通常市内業者ですが、秋田県内業者としているのはなぜでしょうか。

事務局： 工業用水道の拡張等の実施設計では、市内登録業者が少なく一定以上の入札参加者を確保するには地域要件を広げて公募しなくてはならないためです。

委員長： 基本的には通常は市内業者が対象なのですか。

事務局： 建設工事と測量コンサルタント業務においては本社または主たる営業所が市内にあることを対象としていますが、資格のある方が少ないとか場合によってはいないという登録項目がありますので、そのような場合は県内、東北、全国等に範囲を広げることがあります。あくまでも大館市に登録している業者が対象ですのでそのようなことはあります。

委員C： 役務提供のメーター検針業務は、法的な資格は必要ですか。

事務局： 法的な資格は必要ではなく、建設工事という現場代理人のようなものです。

委員C： そうすれば、総括責任者である「業務管理責任者」は、課長とかある程度の役職の人という考え方でいいのですか。

事務局： そうです。

委員B： メーター検針業務の入札参加者の(株)トータルオフィスマネージメントという会社は市内業者ですか。

事務局： 営業所が大館市内にある会社です。
役務提供及び物品調達においては、営業所が市内にあることを市内業者の定義としており、メーター検針業務は市内業者を対象として公募しています。

委員B： メーター検針業務は落札率が73.4%と低いですが、人件費が主な部分を占めているということでしたが、人件費であればこそ雇用されている人のことを考えて、きちんとした調査

が必要であったのではないのでしょうか。

事務局： 役務提供は「低入札調査基準価格」という、それ以上の価格でないと適正な業務の執行ができないであろうという下限の価格を設定することになっており、この入札については低入札調査基準価格以上ですので、従業員に対する適正な支払いが可能という判断になっております。

委員B： 人件費が大部分であるということでも、委託業務として入札しなくてはならないのでしょうか。

事務局： 毎日でなく月1回の検針であり、そのためだけのため雇用する従業員は少なく、通常の常雇の職員が普段の会社の業務のほかに検針を行っているという考えで、委託業務としています。

委員B： 1者でないとできないのでしょうか。

事務局： 基本的に上水道メーターを使用して上下水道料金を計算するために、地域によって会社によって多少なりとも違うとなれば、市として統一性が保てず不公平になることもあります。毎月の使用料を統一して一定ルールできちんと管理するためには、1者をお願いすることが良いのではないのでしょうか。

委員B： わかりました。

委員長： 予定価格が非開示である理由は何かあるのでしょうか。

事務局： 予定価格については、国・県に倣って、建設工事については事前公表ということで行っていますが、それ以外は公表しないということになっております。

委員長： 桂城公園園路改築工事の入札参加者が1者しかいなかったというのは何か理由があるのでしょうか。

事務局： 推測ですが、現在、建設業界は受注が多く、限られた人員の中でそれぞれの現場への人員配置等を考えなければならない状況であり、この桂城公園園路改築工事は、大型建設機械が入れないため、人力で行う部分が多い工事で、一定の期間、一定の人数を配置できる業者が少なかったのではないかと思います。舗装工事部分もあり、降雪時期の前の舗装プラントが動いている間に完成するとなれば、時期的にもできる業者が少なかったのではないかと思います。

委員B： 業者の受注は増えているのでしょうか。

事務局： 25・26年度の災害復旧工事の受注は、昨年に比すると大分落ち着いてきていますが、統合高校建設工事や、民間の景気回復に伴う受注が増えてきているようです。

委員長： 災害復旧工事は、発注はほとんど終わったのでしょうか。

事務局： 25年度の災害については今年度ですべて発注済みで、26年度災害は半分以上発注済みです。27年度災害はこれから国の査定を受けるのでまだ発注はされておられません。

委員C： 今年度1者しか応募がなく、入札取止めた案件は多かったのでしょうか。

事務局： 多いというほどではありませんが、時々ありました。

委員C： 大館市内建設業者の従業員数や構成、技術者の高齢化や土木業から若者離れ等の実態等を調べたり、把握したりしているのでしょうか。

事務局： 契約検査課として毎年度調査しておらず、把握しているわけではありません。統計的には出ているものがありますのでそちらを参考にしたりはします。商工労働関係では、建設関係の資格を取得するにあたっての補助などの支援策を施行しておりますが、それらは根底にはそのような実態がみられるからではないかと思われれます。

委員C： 意見ですが、土建業や人材派遣業のいわゆる「ブラック」、「灰色」企業があつたりするかもしれない。発注側でも気配りが必要ではないでしょうか。発注の際の調査対象事項とする等してもよいのではないのでしょうか。

委員長： 見積比較価格というのは、何のことでしょうか。

事務局： 「予定価格」というのは税込額で、「比較価格」というのは税抜き価格のことです。入札でも随意契約でも予定価格は必ず設定することになっており、通常は入札書に記載する金額は入札比較価格であり、見積合わせの場合は見積比較価格を記載し、その額に消費税等を加算した額を契約額とすることとしています。

委員B： 桂城公園園路改築工事は落札率100%ですが、このようなことはたまにあるのでしょうか。また、市から減額交渉することはないのでしょうか。

事務局： 100%というのはめったにないことで珍しいことです。通常は98%前後に落ち着くのが多いです。また、市側から減額交渉することはありません。

委員長： その他ありませんか。

(特になし)

委員長： 無いようなので、抽出の案件についての審議を終了いたします。

委員長： それでは、続きまして、要綱第2条第1号及び同運営要領第2の規定に従い、指名停止の運用状況について事務局から報告を受けます。

事務局： それでは、お手元の「資料4」により今年度上半期の指名停止等の運用状況について説明いたします。今年度上半期において、5社の指名停止措置を行っております。

- 63頁に記載されている1・2番の2者については、農業協同組合等が発注する請負工事等に関し、受注予定者を決定する等して、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたものです。このため、大館市指名停止要綱第2条の規定による、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5（独占禁止法違反行為）の（1）（秋田県内における違反）のAに該当することから、8ヶ月の指名停止措置を講じたものです。
- 63頁に記載されている3番の東日設計コンサルタント(株)1者については、秋田県が発注した発電所取水塔補修設計業務等の契約において、正当な理由なく履行期間内に業務を完了できなかったものです。このため、大館市指名停止要綱第2条の規定による、「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」の第13（不正又は不誠実な行為）のAに該当することから、3ヶ月の指名停止措置を講じたものです。
- 64頁に記載されている4番の山二建設資材(株)1者は、宮城県内で請け負った工事等において、建設業法の許可（3,000万円以上の下請けは特定建設業の許可が必要）を受けずに下請契約を締結したものです。このため、大館市指名停止要綱第2条の規定による、「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」の第9（建設業法違反行為）の（1）エに該当することから、4ヶ月の指名停止措置を講じたものです。
- 同5番の(株)相場商店 大館営業所は、大館市発注の消防ポンプ自動車の入札において落札したにもかかわらず契約辞退届を提出し、契約が不成立となったものです。このため、大館市指名停止要綱第2条の規定による、「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」の第13（不正又は不誠実な行為）のオに該当することから、1ヶ月の指名停止措置を講じたものです。

以上が上半期における指名停止の運用状況の内容でございます。

委員長： それでは、ただいまの事務局の説明について、質問を含めて、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

委員E： 相場商店の件ですが、落札したにも関わらず、契約辞退により不成立になったということですが、1カ月の指名停止ということであればすぐ復活できるわけで、軽くないですか。

事務局： 国・県の指名停止要綱に倣って市の指名停止要綱は定められていますが、要綱自体が建設工事の談合とかを中心に想定して作成されていますので、契約不履行等については定めてはいるものの、この重大性という点からすると談合等に比すると軽微な方になるので、指名停止期間が短く設定されているということはありません。

委員B： 辞退の理由はなんでしょうか。

事務局： 消防自動車ですので、メーカーに外注する部分があるわけですが、大手メーカーは数社ありますが、相場商店が代理店契約しているメーカーとの協議の中で、メーカー側では「今期の受注が大量のために納期が間に合わず、相場商店の受注を受けることは困難である。」ということであり、辞退せざるを得なくなったということです。本来であれば、公募期間中に代理店に確認して参加すべきであったと思います。

委員C： これによって市に支障、損失、損害はありましたか。

事務局： 具体的な損害というものは特にありませんでした。

委員C： 1カ月であれば、不服があっても異議申し立てをする時間が持てないまま過ぎてしまいますし、指名停止を受けたという事実だけが残ってしまいます。もし正当な理由それに近いものがあつた場合は、一律指名停止というのはいかがなものかとも思います。

実際あつたことですが、小さな自治体で、ある工事で担当者の了承を得ていたのもかわらず、バツサリ3ヶ月の指名停止措置を受け、首長の意思と思われるのですが、それ以来、市の入札では前科者として扱われ相手にされなくなったという事例がありました。ですから、指名停止というものは慎重な配慮が必要であろうと思うものです。意見としてですが、短期間の指名停止は逆にない方がよいのではないのでしょうか。意味があるとすれば一般予防効果、つまり見せしめとしての効果しかないのではないかと思います。

委員長： ほかにご意見ございませんでしょうか。

(特になし)

委員長： 本日の案件については以上でございますが、要綱の運営要領第2の第2項には、「市が実

施している入札・契約制度の状況について報告するものとする」とありますし、入札・契約制度全般にわたって意見を述べることもできますが、何かありますか。

(特になし)

5. その他

委員長： それでは、引き続き、事務局から「その他」で何かありますか。

事務局： 報告が1件ございます。本日お配りしました「資料5」であります。

今年度上半期における低入札価格調査制度に該当し、調査の結果、低入札で落札した入札についての資料に関する報告でございます。

■ 建設工事

大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱第2条の規定により予定価格2千5百万円以上（建築一式工事は5千万円以上）が対象となっております。対象工事は【資料2】の1頁から10頁の138件中33件の案件がありましたが低入札受注の事案はありませんでした。前年同期も低入札受注はありませんでした。

■ 建設コンサルタント業務等

大館市委託業務低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱第2条の規定により予定価格が3百万円以上の業務が対象となっております。対象業務は【資料2】の13頁から14頁の22件中15件ありましたが、低入札受注は3件でした。前年同期は1件でした。

66頁の「大館市都市計画事業 御成町南地区 土地区画整理事業 事業計画・実施計画変更業務」です。2者が入札に参加し1者が調査基準価格を下回る金額のため、2者から業務内訳書を提出してもらい調査を実施しました。調査の結果、低入札の1者が「調査1」により失格し、調査基準価格を上回り予定価格の範囲内の残り1者が落札者となりました。落札率は97.9%でした。

次に67頁の「大館市公共下水道事業 柄沢地区 実施設計業務」です。12者が入札に参加し4者が低入札となりました。全者から業務内訳書を提出してもらい調査した結果、3者が「調査1」で失格基準価格下回り失格し、残り1者が「調査2」へ進みました。「調査2」では、2つの項目のうち1つの項目が失格基準を下回り失格とし、残り8者のうち、調査基準価格を上回り予定価格の範囲内の最低入札者が落札したものです。落札率は80.8%でした。

次に68頁の「大館市立長木公民館 改築工事基本及び実施設計業務」です。8者が

入札参加し5者が低入札となりました。調査の結果、低入札者5者全員が「調査1」で失格基準価格を下回り失格となり、残り3者のうち調査基準価格を上回り予定価格の範囲内の最低入札者が落札者となりました。落札率は76.8%となっております。

■ 役務提供

大館市委託業務低入札価格調査制度要綱の規定により、予定価格が百万円以上の業務が対象となっております。【資料2】の29頁から34頁の79件のうち65件が対象事案でありましたが、69頁から71頁の2件が低入札調査基準価格未満で契約しており、すべて詳細調査を実施したうえで適正と認め落札としております。入札率は、27%から64%であり、前年同期の案件はありませんでしたので、今期2件の増となっております。

以上です。

委員長： ただいまの事務局の説明について、委員皆様の審議をお願いいたします。

委員C： 自動ドア保守点検業務入札参加2者の入札額の開きがとても大きいようですが、これは適正な価格でしょうか。

事務局： 3年ごとの契約業務であり、過去の実績と今回の価格を比較すればほぼ同額でした。業務内訳書等関係書類を提出してもらい、発注課を含めたヒアリング調査をした結果、特に低廉な価格ではないと確認しています。

委員C： 地元業者であることが、有利に働いたのでしょうか。

事務局： 推測ですが、(有)東北ジューキは地元業者であり、日本エレベーター(株)は、営業所はありますが本社が市外ですので掛かりましになるのだろうとは考えられます。地の利の差はあろうかと思えます。

委員C： (有)東北ジューキの価格は決して低廉すぎる価格ではないということですね。

事務局： 先回の契約額とほぼ同額であり、しっかり実施していただいております。

委員長： ほかに事務局の方からございますか。

事務局： 特にありません。

6. 閉会

委員長： 本日の議事につきましては、これをもって終了いたします。有難うございました。